

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年四月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢狭山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字南入曾字堂ノ前原五 五三番五から同市大字南入曾字 堂ノ前原五五三番五地先まで		区 間
一三・〇〇〇 一三・二〇〇	八・〇〇〇 八・二〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一一・〇〇〇		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備考